

県立学校学則及び香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第8号**

県立学校学則及び香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
(県立学校学則の一部改正)

第1条 県立学校学則(昭和36年香川県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表1(第1条関係)				別表1(第1条関係)			
中学校				中学校			
略				略			
高等学校				高等学校			
名称	位置	課程等	学科	名称	位置	課程等	学科
香川県立 小豆島中央高等学校	小豆郡小豆島町蒲生甲 1001番地	全日制 定時制	普通科 普通科	香川県立 小豆島高等学校	小豆郡小豆島町草壁本 町字上蔵田57番地	全日制 定時制	普通科 普通科
略				略			
香川県立 石田高等学校	さぬき市寒川町石田東 甲1065番地	全日制	生産経済科 園芸デザイン科 農業土木科 生活デザイン科	香川県立 石田高等学校	さぬき市寒川町石田東 甲1065番地	全日制	生産経済科 園芸デザイン科 農業土木科 家政科 生活デザイン科
略				略			
香川県立 高松南高等学校	高松市一宮町字兵宅 531番地	全日制	普通科 環境科学科 看護科 福祉科 生活デザイ	香川県立 高松南高等学校	高松市一宮町字兵宅 531番地	全日制	普通科 環境科学科 家政科 看護科 福祉科 生活デザイ

		ン科	
		略	
略			
香川県立 笠田高等学校	三豊市豊中町笠田竹田 251番地	全日制	農産科学科 植物科学科 食品科学科  生活デザイン科
略			
香川県立 観音寺総合高等学校	観音寺市天神町1丁目 1番15号	全日制	機械科 電気科 電子科 総合学科

特別支援学校

名称	位置	主として行う 教育の内容	部等	学科
略				
香川県立 高松養護学校	高松市田村町1098 番地1	略		
略				

別表2 専門教育を主とする学科の目標 (第1条の2関係)

高等学校

区分	学科	目標
1~4 略		
5 家庭に関する学科	生活デザイン	略

		ン科	
		略	
略			
香川県立 笠田高等学校	三豊市豊中町笠田竹田 251番地	全日制	農産科学科 植物科学科 食品科学科 家政科 生活デザイン科
略			
香川県立 観音寺中央高等学校	観音寺市天神町1丁目 1番15号	全日制	総合学科
香川県立 三豊工業高等学校	観音寺市大野原町大野 原5537番地	全日制	機械科 電気科 電子科

特別支援学校

名称	位置	主として行う 教育の内容	部等	学科
略				
香川県立 高松養護学校	高松市田村町1098 番地	略		
略				

別表2 専門教育を主とする学科の目標 (第1条の2関係)

高等学校

区分	学科	目標
1~4 略		
5 家庭に関する学科	(1) 家政科	家庭生活に関する知識と技術を家庭経営の立場から総合的に習得させ、家庭生活を経営する者や家庭生活に関する職業に従事する者として必要な能力・態度を育てる。
	(2) 生活デザイン	略

科
6～13 略
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部
略
聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部
略
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部
略

デザイン科
6～13 略
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部
略
聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部
略
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部
略

(香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 香川県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和37年香川県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(全日制課程の普通科又は理数科を置く高等学校の学区の指定)</p> <p>第2条 高等学校(小豆島中央高等学校を除く。)の全日制課程の普通科又は理数科に入学しようとする者(以下「入学志願者」という。)は、住所の属する次の表の左欄に掲げる学区の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる高等学校に出願しなければならない。</p>			<p>(全日制課程の普通科又は理数科を置く高等学校の学区の指定)</p> <p>第2条 高等学校の全日制課程の普通科又は理数科に入学しようとする者(以下「入学志願者」という。)は、住所の属する次の表の左欄に掲げる学区の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる高等学校に出願しなければならない。</p>		
学区	高等学校		学区	高等学校	
	普通科	理数科		普通科	理数科
第1学区	高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡	三本松高等学校	略	高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡	小豆島高等学校
		津田高等学校			土庄高等学校
		高松高等学校			三本松高等学校
		高松東高等学校			津田高等学校
		高松南高等学校			高松高等学校
		高松西高等学校			高松東高等学校
		高松北高等学校			高松南高等学校
		香川中央高等学校			高松西高等学校
					高松北高等学校
					香川中央高等学校

	高松桜井高等学校
略	

2 略

地域	高等学校	
	普通科	理数科
略		
丸亀市綾歌町 綾川町	三本松高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校	略

第3条 小豆島中央高等学校の全日制の課程の普通科への入学の出願についての学区は、当該学科に関して県下一円とする。

(全日制の課程の普通科及び理数科以外の学科等を置く高等学校の学区の指定)

第5条 全日制の課程の普通科及び理数科以外の学科、定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校への入学の出願についての学区は、当該学科又は課程に関して県下一円とする。

(県外から高等学校に入学を志望する者の取扱い)

第6条 校長は、県外から高等学校に入学を志望する者については、やむを得ない事情があると認める場合に限り出願を受理することができる。この場合において、入学後直ちに入学志願者が県内に住所を定めることを予定しているときは当該予定住所の属する学区内に、他県に在住したまま入

	高松桜井高等学校
略	

2 入学志願者は、住所が次の表の左欄に掲げる地域内にある場合においては、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる高等学校に出願することができる。

地域	高等学校	
	普通科	理数科
略		
丸亀市綾歌町 綾川町	小豆島高等学校 土庄高等学校 三本松高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校	略

第3条 削除

(全日制課程の普通科及び理数科以外の学科等を置く高等学校の学区の指定)

第5条 全日制課程の普通科及び理数科以外の学科、定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校への入学の出願についての学区は、当該学科又は課程に関して県下一円とする。

(県外からの入学志願者の取り扱い)

第6条 校長は、県外から高等学校に入学を志望する者については、やむを得ない事情があると認める場合に限り出願を受理することができる。この場合において、入学後直ちに入学志願者が県内に住所を定めることを予定しているときは、当該予定住所の属する学区内に、他県に在住したまま入

しようとするときは住所の属する地域に最も近接した学区内に住所があるものとみなして、第2条第1項の規定を適用する。

学しようとするときは、住所の属する地域に最も近接した学区内に住所があるものとみなして、第2条第1項の規定を適用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中県立学校学則別表1高等学校の表（香川県立石田高等学校の項、香川県立高松南高等学校の項及び香川県立笠田高等学校の項に限る。）及び特別支援学校の表並びに別表2の高等学校の表の改正規定並びに附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(県立学校学則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の県立学校学則別表1高等学校の表に規定する香川県立小豆島高等学校又は香川県立土庄高等学校の生徒である者は、この規則の施行の日に同条の規定による改正後の県立学校学則別表1高等学校の表に規定する香川県立小豆島中央高等学校の校長が指定する同校の課程、学科及び学年の生徒となるものとする。

3 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の県立学校学則別表1高等学校の表に規定する香川県立観音寺中央高等学校又は香川県立三豊工業高等学校の生徒である者は、この規則の施行の日に同条の規定による改正後の県立学校学則別表1高等学校の表に規定する香川県立観音寺総合高等学校の校長が指定する同校の課程、学科及び学年の生徒となるものとする。

(香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 平成29年度の小豆島中央高等学校の全日制の課程の普通科への入学の出願についての学区は、この規則の施行前においても、第2条の規定による改正後の香川県立高等学校の通学区域に関する規則第3条の規定の例によるものとする。